

第5章 健康づくり運動の推進に向けて

1 健康づくりの推進体制

県民の健康寿命の延伸を図ることは、急速に進む高齢化にあつて、県にとつても一人ひとりの県民にとつても大切な課題です。

そのためには、県、市町、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、マスメディア、ボランティア団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識し、取組を捕完し合うなど連携し健康づくりを推進する必要があります。

計画推進の方向

県民健康づくり運動推進会議を計画推進の核として、県民をはじめ、家庭、地域、学校、企業等が一体となって健康づくりを推進することができるよう、健康づくりの目標値を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防に取り組めます。



「県民自らが行う健康管理10か条」やけん

- ◇ 毎年、特定健診を受診し、必要に応じて特定保健指導を受けましょう。
- ◇ 定期的ながん検診を受けましょう。
- ◇ 糖尿病を予防し、有病者は治療を継続しましょう。
- ◇ 自分のストレスを自覚し、睡眠を十分とるなどストレスの対処方法を身につけましょう。
- ◇ 不足しがちな野菜や果物を毎日食べて、栄養バランスのとれた食生活を送りましょう。
- ◇ 歩行数を増やしたり、筋力トレーニングなどの運動を生活に取り入れましょう。
- ◇ 節度ある適度な飲酒に努めましょう。
- ◇ 喫煙の健康影響を知り、喫煙者は受動喫煙防止のため、喫煙マナーを守りましょう。
- ◇ かかりつけ歯科医を持ち、むし歯と歯周病の予防に努めましょう。
- ◇ 健康を支えるため、地域における結びつきを大切にしましょう。



(1) 地方自治体における健康増進にむけた取組の推進

県の役割

県は、市町、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、関係者の連携の強化について中心的役割を担います。このため県民健康づくり推進会議等（後出）を活用し、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、「えひめ健康づくり21」を推進します。

保健所の役割

県下の保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町における健康増進計画の評価や第2次健康増進計画の策定等の支援を引き続き行います。

市町の役割

市町における健康増進計画の評価や第2次健康増進計画を策定するに当たっては、県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から医療保険者として策定する「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する特定健診等実施計画と市町健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町が策定する介護保険法に規定する市町介護保険事業計画等の市町健康増進計画と関連する計画との調和を図るようにします。

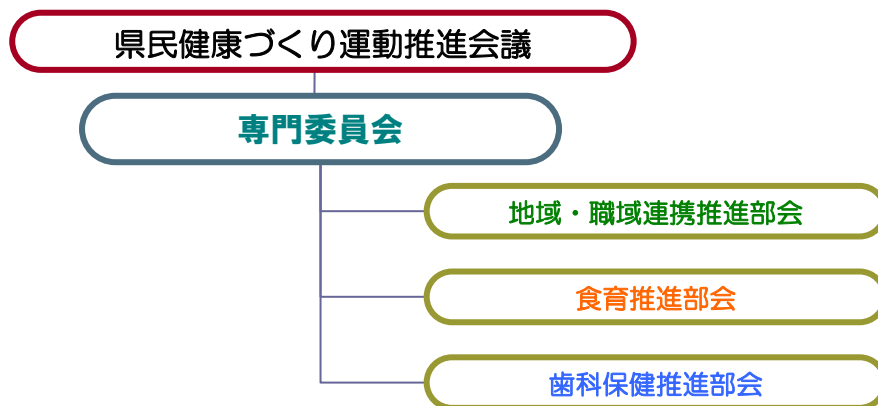
(2) 多様な分野における推進

県民健康づくり運動推進会議

県民運動として健康づくりを推進するため、中核的な推進組織として県民健康づくり運動推進会議があります。この会議では、県民、各種団体及び行政がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携し、県民一人ひとりの主体的な健康づくりと社会全体でこれを支援する環境整備を推進することを目的とし、引き続き関係団体を増やしながらか次のような活動を行っていきます。

- (1) 県民健康づくり運動を推進すること
- (2) 県民の健康づくり意識及び県民同士の支え合い意識の醸成に努めること
- (3) 個人の健康づくりを支援する社会環境の整備を進めること
- (4) 県民健康づくり運動推進大会の開催など、官民共同の取組を推進すること
- (5) 健康づくりに関する「1団体1活動」の実践に努めること
- (6) 県民の健康づくりに役立つ情報の提供に努めること
- (7) 家庭、地域、学校、職域など生涯を通じ一貫した健康づくりを推進すること
- (8) 関係機関・団体等のネットワーク化の推進を図ること
- (9) その他推進会議の目的を達成するために必要な事業

また、この会議では、生活習慣病、食育、歯科保健などの課題に重点的に取り組むため、推進会議の専門委員会に「地域・職域連携推進部会」、「食育推進部会」、「歯科保健推進部会」を設置し、引き続き県民の健康づくりに取り組みます。



健康増進事業者間における連携

健診団体、医療保険者、医療機関等は、質の高い保健サービスを効率的かつ継続的に提供するため、特定健診・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、保健事業の実施にあたっては、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進を図ることが必要です。

具体的な方法としては、がん検診、特定健診その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図ることや、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健診その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率向上に関するキャンペーンを実施するなどがあります。

企業等多様な主体による自発的取組や連携の推進

運動や休養に関連する健康増進サービス関連企業、食品関連企業等健康づくりに関する活動に取り組む企業、ボランティア等の団体は、県民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、その取組について県民に情報発信を行うことが必要です。

【例えば】

- 企業活動や自社の商品・サービスを通じて、より多くの県民に対して健康づくりの意識を高め、行動を変えるよう働きかけを行うことにより、健康に関する情報の露出が図られ健康づくりへの意識付けが広がることが期待されます。
- 健康づくりに貢献する企業が健康に対する高い意識をもつ県民の支持を受け、企業活動や社会貢献活動の拡大につながるものが想定されます。

こうした企業レベルでの取組が、今後の健康づくり運動の効果的な推進における課題の一つになると思われます。県としても健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることを推進します。

2 健康づくりを担う人材

県及び市町においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当します。

このため、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等健康づくりのための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、がん対策推進員等のボランティア組織や健康づくりのための自助グループの支援体制の構築等に努めます。

県においても、市町、医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づいた研修の充実を図ることに努めます。

また地域保健担当者、学校保健担当者等は住民の健康増進のため相互に連携を図るよう努めます。

3 調査

健康増進を推進するための施策の実施及び目標等を評価するため、生活習慣病の改善及び社会環境の改善に関する調査研究を効率的に実施します。

国民健康・栄養調査、県民健康調査、県健康資源・環境整備状況調査、県歯科疾患実態調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計など収集した情報に基づき現状分析を行うとともに健康増進に関する施策及び評価を行っていきます。

4 周知・広報戦略(広報活動)

健康増進は個人の意識と行動の変容が必要であることから、県民一人ひとりの主体的な健康増進の取組を支援するため、県民に対する十分かつ的確な情報提供は今後も重要な課題となります。このため、情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、県民の健康増進の取組に結び付きやすいものとなるよう引き続き推進していきます。

また、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫します。

生活習慣に関する情報提供については、インターネット等の情報を含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用し、効果的な働きかけを行うこととします。

情報提供に当たっては、正しい知識の普及のために、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとします。

5 災害時等の危機管理における健康対策

東日本大震災の巨大な地震と津波災害をはじめ、台風等による水害の発生による二次的な健康の被害など、災害時に備えた健康意識の向上や、災害時の保健活動による被災者の二次的な健康被害の予防が必要となっています。また、感染症の流行や大規模な食中毒の発生などの健康危機管理の必要性も求められており、複雑化しております。

県では、危機管理の基本的枠組みとして愛媛県地域防災計画に基づき、さらに、感染症対策や食中毒等に対する健康危機における県民の健康の支援や、関係団体等の体制の推進等の構築による発生予防、拡大防止に努めます。